

保育所保育の歴史的変遷の中で 東京都立高等保母学院が果たした役割

江 津 和 也^{*}

はじめに

本論は、児童福祉法にもとづいて保母養成施設として最初に指定された数校の一つである東京都立高等保母学院に着目し、制度発足直後の保母養成の実態を明らかにし、戦後の保育の歴史的変遷の中で同学院が果たした役割について考察しようとするものである¹。

我が国の戦前・戦中においては、保育所の前身となる託児所等の集団保育施設の職員の資格について規定はなく、そこで保育にあたる者の資格や養成については幼稚園保姆の制度に依存していた。戦後、児童福祉法制定によって保育所を含めた児童福祉施設において保育にあたる者の資格が保母と規定され、同時に学校教育法にもとづく幼稚園教諭の養成とは別に、独自の保母養成の制度がはじめて確立したのであった。保母の資格は、保母養成施設の卒業者、または保母試験の合格者などに付与されることとなった。保母の資格取得は、当初は試験合格者の割合が多かったが、当初から保母養成施設における養成が望ましいとされていた²。すなわち保母養成施設における保母養成が制度発足時よりその本流とみなされていたのであった。

さて2015（平成27）年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度は、幼稚園の「学校教育」と保育所の「保育」の機能とを併せ持つ新しい幼保連携型認定こども園を発足させ、そこで幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて保育にあたる保育者について保育教諭と規定した。この保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を持つ者とされた。すなわち幼稚園と保育所とを一体化した施設において保育にあたる者についても、一体化する方向性が示されたといえる。今後、保育の職について、資格を含めて完全に一体化されていくにあたって、これまでの幼稚園教諭と保育士（保母）とに求められてきた専門性やその養成のあり方についての歴史的な実態をふまえた議論が求められる。こうした議論は混乱のみられる保育の概念を捉え直していくことにもつながるといえる。

^{*}総合福祉学部 専任講師

こうしたことから、これまでの幼稚園教諭養成と保育士（保母）養成それぞれについて歴史的に考察することが、保育者の専門性について議論するためには不可欠な作業であると考えられるが、学校教育の枠内に位置づけられる幼稚園教諭の養成に関する歴史的研究については一定の蓄積があるものの、児童福祉の制度である保母養成に関してはその歴史的研究が少ない³。そのため戦後日本において幼稚園教諭とともに、もう一方の保育の担い手であった保育士（保母）が、どのように養成されてきたのか実証的に解明することが必要であると考える。

こうした問題意識のもと筆者は、試みに戦前・戦中期の児童福祉の実践家であった平野恒子が設立した横浜保育専門学院（横浜女子短期大学の前身）における保母養成に注目し、戦後初期における保母養成施設の養成の実態についての研究を進めた⁴。この過程において、私立学校であった横浜保育専門学院が保母養成について神奈川県と委託契約をおこない、県から運営費を受けて、実質的に授業料無償の県立校として保母養成をおこなっていた事実を明らかにし、保母養成が都道府県との結びつきが強かったことを指摘した。また、児童福祉法施行直後における保母養成施設の教育の一断面について明らかにすることはできた。しかしながら、学則等が確認できないなどの資料的な制約もあって養成の実態を詳らかにすることはできたとはいえない。

そこで本論においては1948（昭和23）年に設立された東京都立高等保母学院に注目し、公文書、学校沿革史、同窓会誌等の資料を分析することを通して、戦後初期（1948年から1960年頃まで）の保母養成施設における保母養成の実態を明らかにしていくこととしたい。本論では、まず戦後初期における保母養成施設の制度を確認するとともに、東京都立高等保母学院の設立とその後の展開について概観する。次に、厚生省が定めた保母養成施設の設置及び運営基準と学則とを照らし合わせながら、戦後初期における東京都立高等保母学院の教職員、学科目、施設・設備などについて考察する。また、学生の入学状況や卒業後の進路の状況についても確認することとしたい。これらを通じて戦後の保育所保育の中で同学院が果たした役割について明らかにしたい。

本論で、東京都立高等保母学院を取り上げる理由として、まず戦後最初に指定された保母養成施設中の一校であるということがあげられる。保母養成施設は戦後スタートした新しい制度類型であったことから、その後簇生することになる公立、私立を含めた保母養成施設のモデルになったものと考えられる。また、戦前からの私立保母養成所を母体とした横浜保育専門学院とは異なり、保母の養成を含んだ児童福祉に責任のある東京都が全くの新設校として設置したことから、当時、都道府県が保母に求めていた専門性をうかがうことができるのではないかと考えるからである。

1. 保母養成施設と東京都立高等保母学院の設立

(1) 保母制度と保母養成施設

まず、児童福祉法によって成立した保母制度と保母養成施設について概観しておくこととする。児童福祉法では「児童の保育に従事する女子」を「保母」と規定することとなった。これによって、保育所の前身である託児所等において保育に従事するのに幼稚園保母の免許を持つ者をあてるという状態から脱することとなった。さらに、保育所において保育にあたる者についての資格だけでなく、その養成についても独自におこなわれるようになったのである。

保母資格は、①厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、②保母試験に合格した者、③児童福祉事業に5年以上従事した者であって、厚生大臣が特に適当と認定した者のうち一つに該当する者に授与されることとなった⁵。なお、旧制度の下で児童福祉に従事していた者に対し、1950（昭和25）年度まで暫定的な措置として保母資格認定講習会が設けられ、それを受けたものには保母資格が与えられた⁶。このように保母に関しては、幼稚園教諭の養成とは異なり、保母養成施設を卒業した者の他、「はじめに」でも指摘したように保母試験によって資格取得する者の割合が高く、当初はそれに依存していたのが特徴だったといえる。戦後、新たに保育所数が急増していく中で、保母養成施設における養成を本流としながらも卒業者だけでは保母を充足できなかったのである。

保母養成施設については、1948（昭和23）年4月8日の厚生省児童局長通牒「保母養成施設の設置及び運営に関する件」によって、「今般児童福祉法施行令が公布せられ、保母の養成施設は、別添『保母養成施設の設置及び運営基準』に基づき審議の上、同令第十三条第一項第一号に定める保母の養成施設として指定せられることとなつたので、新たに保母養成施設を設置するとき又は従来の所謂保母養成施設の経営方法を改正するときには、この基準」に基づくことが求められた⁷。すなわち、別添された「保母養成施設の設置及び運営基準」には、設立者、教職員、生徒定員、修業年限、学科目および入所資格等が示されていて、新設されることとなる養成施設も、旧制度のもとで様々な年限や形態で保母の養成をおこなっていた学校にとっても、この基準を満たすことが保母養成施設として厚生大臣に指定される条件として求められていたのである⁸。この基準の具体的な内容については東京都立高等保母学院の保母養成の実態とともに後で触れることとしたい。

さて、「保母養成施設の設置及び運営基準」に基づいて最初に指定を受けたのは、1948（昭和23）年7月26日の名古屋市立保育専門学院、大阪府立保母学院および千葉県立保母養成所であった⁹。続いて、同年11月5日に東京都立高等保母学院、神奈川県立横浜保母学院、高知県立保母養成所および福岡保育専攻学校が指定を受けた¹⁰。さらに、1949（昭和24）年7月20日には、東京都厚生事業協会附属厚生保母学園、福島県立高等保母学院、福島県

立高等保母学院, 岡山県立保母養成所, 宮城県立保母養成所が指定を受けた¹¹。表1は1949(昭和24)年現在の指定保母養成施設の一覧であるが, これをみると私立学校が少なく, その他については都道府県等の地方公共団体が設置しており, 戦後初期においては地方公共団体の責任のもとに保母養成が行われていた実態がうかがえる。

表1 保母養成施設一覧(1949年5月1日現在)¹²

名称	所在地	生徒		職員数	所長名
		定員	現在員		
名古屋市立保育専門学園	名古屋市昭和区白金町3-11	100	89	22	珠川 善子
大阪府立保母学院	大阪市東区法田坂町1	60	47	24	宮本 正雄
千葉県立保母養成所	千葉県長生郡茂原町茂原1,016	60	55	17	大塚 憲清
東京都立高等保育学院	東京都墨田区緑町4-15	100	73	23	島岡静二郎
神奈川県立横浜保育専門学院	横浜市南区平楽町133	60	45	23	平野 恒子
高知県立保母養成所	高知市北門筋高知県立女子大学校内	60	52	17	藤平 栄
福岡保育専攻学校	福岡市鳥飼町6-501	60	27	19	福永 津義
東京都社会事業協会附属厚生保母学園	東京都目黒区自由ヶ丘37	100	63	13	餘子 栄作
福島県立高等保母学院	福島県郡山市長者町52	60	44	16	坪井 実寿
岡山県立保母養成所	岡山市津島三軒家入口	60	50	7	太田 義英
宮城県立保母養成所	宮城県仙台市跡見町1-3	60	40	18	山崎ちとせ
北海道立保母養成所	北海道札幌市北十六条	40	35	18	稲垣 是成

(2) 東京都高等保母学院の設立とそのあゆみ

次に東京都立高等保母学院の設立とそのあゆみについて概観しておきたい。

東京都立高等保母学院は, 保母制度の確立にともない東京都条例第百五十七号によって「児童福祉法に基く保母養成のため墨田区緑町四丁目十五番地」に置くこととされ¹³, 1948(昭和23)年に厚生大臣の指定を最初に受けた保母養成施設数校のうちの一つである。条例とともに制定された「東京都立高等保母学院学則」(東京都規則)においては, その設置目的を「東京都立高等保母学院は, 児童福祉法施行令第十二条に定める保母の養成施設であって, 児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする女子に対し, これに必要な理論および実習を授けること」¹⁴と規定した。また条例では, 実際に設置されることはなかったが「学院に保育実習のために附属保育園を設けることができる」とされていた。

最初に置かれた墨田区緑町の校舎は、都立江東橋保育園（現、墨田区立江東橋保育園）の2階に「間借り」するかたちであったが、その後1950（昭和25）年に港区麻布笈町の洋裁学校跡に移転した。さらに1966（昭和41）年には、練馬区石神の石神井学園内の新築校舎に移っている。その間、都立唯一の保母養成施設として保母養成をおこない、児童数の増加にともない拡大する保母需要に応じて、入学定員を増員していくことになる。さらに1969（昭和44）年に東京都立川高等保母学院、1971（昭和46）年に東京都足立高等保母学院、1973（昭和48）年には東京都大田高等保母学院の計3校が増設されることとなった¹⁵。これにともなって東京都練馬高等保母学院と名称変更することとなった。

また、1977（昭和52）年に制度的にまた世相的にも男性の保育者の存在がみとめられるようになると、男子生徒の受け入れをするようになった¹⁶。これにともなって名称を東京都練馬高等保育学院と改めた。

このように保母制度の発足とともに東京都立高等保母学院は戦後を歩み、不足していた保母を新設保育所に供給し続けた。それは東京都内をはじめ都外にも多くの保育者を送り出

表2 東京都立高等保母学院のあゆみ¹⁷

年 月 日	東京都立高等保母学院のあゆみ
昭和23 (1948) 年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・「保母を養成する施設」として厚生大臣の指定を受ける。 ・東京都立高等保母学院発足。墨田区緑町4-15（東京都立江東橋保育園〈現・墨田区立江東橋保育園〉の2階）に学生定員50名で開設。
昭和23 (1948) 年11月17日	
昭和25 (1950) 年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・港区麻布笈町181に新築移転。 ・2部（夜間部2年制）50名を増設、学生定員100名とした。 ・練馬区石神井3-36-1（東京都石神井学園敷地の一部）に新築移転した。学生定員を1部300名とした。
昭和27 (1952) 年6月1日	
昭和41 (1966) 年4月1日	
昭和43 (1968) 年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2部学生定員200名にした。 ・東京都練馬高等保母学院に名称変更。 ・新入生から2部学生の修業年限を3年とした。
昭和43 (1968) 年12月21日	
昭和44 (1969) 年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2部学生定員300名とした。
昭和46 (1971) 年4月1日	〈東京都立川高等保母学院開設〉
昭和48 (1973) 年4月1日	〈東京都足立高等保母学院開設〉
昭和52 (1977) 年4月1日	〈東京都大田高等保母学院開設〉
昭和53 (1978) 年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・男子学生受け入れ開始する。 ・男子学生受け入れに伴い東京都練馬高等保育学院に名称変更した。
昭和57 (1982) 年4月1日	
昭和59 (1984) 年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都高等保育学院条例の一部改正により学院の管理運営の一部が財団法人東京都社会福祉振興財団に委託された。 ・新入生から2部学生定員を50名に減員した。2部学生定員250名。 ・1部学生定員を80名、2部40名に減員した。 ・介護福祉士養成コース（1年制、学生定員40名）併設。 ・保育科募集停止となる。
平成元 (1989) 年4月1日	
平成2 (1990) 年4月1日	
平成8 (1996) 年4月1日	
平成10 (1998) 年3月	〈東京都大田高等保育学院閉校〉
平成11 (1999) 年3月	〈東京都足立高等保育学院閉校〉
平成13 (2001) 年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都練馬高等保育学院閉校 〈東京都立川高等保育学院閉校〉〈東京都による保母養成の終焉〉

し、保育園園長をはじめ指導的な地位につく卒業生も少なくなかった。保育界にとどまらず、例えば『ぐりとぐら』シリーズの作家の中川李枝子、元立教女学院短期大学教授の今井和子など著名な人物も輩出している。

しかしながら、「私立の短大や専修学校が増え、独自で保育士を養成する時代ではなくなった」¹⁸、つまり都立の責任による保母養成は一定の役割を終えたとして、1996(平成8)年に東京都練馬高等保育学院は保育科の募集停止をおこない、さらに他の3校も続いて閉校することとなった。ここに約50年間にわたる東京都による保母養成は終焉することとなった。

2. 東京都立高等保母学院における保母養成の実態

(1) 東京都高等保母学院に置かれた教職員

戦後初期における保母養成施設における保母養成の実態について明らかにするため、東京都立高等保母学院の養成の実態について、いくつかの観点から考察していくこととしたい。まず教職員の实態について確認しおきたい。保母養成施設の教職員については厚生省児童局長通牒中の「保母養成施設の設置及び運営基準」においては以下のように規定している。

一、組織

所長、教諭、講師及び事務職員を置くこと。

所長、教諭は専任とすること。

教諭は、生徒数三十名につき一名を置くこと。

講師は、教諭の担任しない学科目につき一名以上を置くこと。

二、資格

1. 所長、教諭、講師は、学校教育法による大学の教授または、高等学校の教諭の資格を有する者。児童福祉に関係ある事業に従事している者及び医師等であつて、別紙第1号様式により、厚生大臣の承認を得た者であること。

2. 事務職員は、所長の定めるところによる¹⁹。

これをみると保母養成施設には、所長、教諭、講師および事務職員を置くこととされ、そのうち所長及び教諭は専任でなければならず、専任である教諭は生徒数30名につき1名置く必要があった。1952(昭和27)年には40につき1名以上となった。今日的な見地では教諭は専任教員であり、講師は非常勤講師として位置づくものと思われる。所長、教諭、講師の要件としては、大学もしくは高等学校教諭の資格をもつものとされた。児童福祉事業従事者および医師もその資格として掲げられている。このことは保母が、保育所以外の児童福祉施設や乳児の保育にも従事することからもそのように規定されたといえる。

東京都高等保母学院においてはこの基準に基づきどのような職員を置いたのであろうか。「東京都立高等保母学院処務規程」²⁰では、学院に、学院長、主事、教諭および講師を置くも

のとし、その他必要な職員を置くものとした。さらに、同規程は以下のようにそれらの職員について以下のように規定している。

第三条 学院長は、二級又は三級の事務吏員を以てこれに充て民生局所属職員より民生局長がこれを命ずる。

学院長は、主管課長の命を受け学院の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

主事は、二級又は三級の事務吏員を以てこれに充て、民生局児童課中より児童課長がこれを配属する。学院長の命を受けて事務を掌理し学院長が事故あるときはその職務を代理する。

教諭は、二級又は三級の事務吏員若しくは技術吏員を以てこれに充て、民生局児童課中より児童課長がこれを配属する。学院長の命を受けて教務を掌理する。

講師は、都職員及び学識経験者の中からこれを選任し、都職員については民生局長がこれを命じ、学識経験者については知事がこれを委嘱する。

その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する²¹。

学校において校長にあたる学院長および教頭にあたる主事ともに、高いステータスの事務吏員（事務官）を充てるものとされており、また専任教員にあたる教諭についても事務吏員（事務官）又は技術吏員（専門的職員）が当てるとされていたことは注目される。1952（昭和27）年11月までは、学院長事務取扱として2代にわたって民生局児童課長が務めていた²²。このことから東京都が当初、保母学院を学校というよりも、むしろ行政機関の一部署のようなものとしての位置づけをしていたのではないかと推察される。

1952年に処務規定が改正され、学院長、係長、教諭、講師および主事を置くものとされた²³。そのうち学院長は「二級の事務吏員または技術吏員のうちから、知事が命ずる」ものと「技術吏員」が追加され、専門的知識を有するものが学院長となる可能性が生まれた。また、教諭については「二級又は三級の事務吏員のうちから、民生局児童部長が命じ「教務に従事する」ものとなり、事務吏員のみ限定されることとなった。講師は「学識経験者のうちから、知事が委嘱する」ものとなり「都職員」が削除されることとなった。

この改正によって教諭には事務吏員のみが任命されるようになり、専門的技術をもった技術吏員が除外されることになった。しかし、「実際の運営にあたっては高度の学識と経験を要する事務面と技術面に分かれており、それぞれ分野において配置」する必要があること、また講師については都職員が除外されたが「今後関係官公吏又は都職員をもつてあてる場合も生ずる」可能性があるとして、1954（昭和29）年にふたたび改正され、再び技術吏員が追加されることとなった²⁴。

このように東京都立高等保母学院設立当初は、教職員の地位や教育にあたる者の専門性をめぐって、すなわち誰が保母養成に従事するかをめぐって、試行錯誤があったことが明らか

になった。これは保母養成施設の位置づけめぐる模索の過程であったといえよう。

実際の教育にはどのような者があたっていたかについては学科課程ともに考察することとしたい。

(2) 東京都高等保母学院における学科課程

学科課程について考察する。「保母養成施設の設置及び運営基準」では、保母養成施設の修業年限は2年とされ、学習すべき学科目と実習科目について表3左のように定められた。

学科目については保育理論や保育内容に関わるもののほか、保母独自に児童福祉や医学衛生のものが含まれていた。また、実習科目は「保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等に関する研究及び実習を所長の指定する、児童福祉施設病院保健所等において保母実習生として行ふ」と規定されていた。これら実習科目の配当時間数については、「所長の定めるところによる」とされ、保育実習の施設や時間数が保母養成施設ごとの裁量でおこなわれていたことを示している。表3右は東京都立高等保母学院の学科課程であり、ほぼ基準通りであったことがわかる。

「保母養成施設の設置及び運営基準」においては学科目名と配当時間だけ示され、今日の基準にあるような「教科目の教授内容」のような詳細の規定は存在していなかった。だが、1949(昭和24)年6月19日から21日にかけて厚生省において、「GHQ公衆衛生福祉部ブルーガー女史指導の下に『児童心理学、保育理論、保育実習、保育の実際的な科目を中心に、教授要目を検討し、ひいては保育の概念を定め、児童福祉施設全般の運営を円滑に行おうとする』目的の下」に保母養成所教授要目研究協議会が開かれ、そこに保母養成施設の長あるいはその代理人が出席した記録が『幼児の教育』に記載されている²⁵。

GHQの影響の下、この協議会においてどのような内容が議論されていたのかを明らかにすることは、戦後初期の保母養成に求められていた専門性を解明するためには重要である。これについては今後明らかにしていきたい。

さて、「保母養成施設の設置及び運営基準」は1952(昭和27)年に短期大学設置基準の制定にあわせて改正され、履修科目及び授業時間数が単位化された。これによって短期大学の中で保母養成施設として指定をうける数が増加したものの、平均95単位を履修する必要があったため、当時の短期大学において保母と幼稚園教諭とを合わせて養成するのは困難であったとされる²⁶。表4左は基準改定後における学科目であり、右が東京都立高等保母学院における学科目である。基準と同学院の学科目は全く同一であったことがわかる。

表3 学科目・実習科目 (1948年)²⁷

保母養成施設の設置及び運営基準に定める学科目			東京都立高等保母学院における学科目			
	学科目	配当時間数	第一学年 学科目	配当時間数	第二学年 学科目	配当時間数
1	倫理学	四〇	1 理論	四〇	保育理論	四〇
2	教育学及び教育心理学	四〇	2 教育学及教育心理学	四〇	小児病学	四〇
3	保育理論	一六〇	3 保育理論	百二〇	看護学	四〇
4	児童心理学及び精神衛生学	一五〇	4 児童心理学及び精神保健学	一五〇	ケースワーク	四〇
5	生理学及び保健衛生学	八〇	5 生理学及び保健衛生学	八〇	グループワーク	四〇
6	栄養学	四〇	6 栄養学	四〇	自然研究及び社会研究	四〇
7	育児法	四〇	7 育児法	四〇	音楽	八〇
8	小児病学	四〇	8 社会事業一般	四〇	リズム	四〇
9	看護学	四〇	9 自然研究及び社会研究	四〇	遊戯	四〇
10	社会事業一般	四〇	10 音楽	一二〇	お話	二〇
11	ケース、ワーク	四〇	11 リズム	四〇	絵画	二〇
12	グループ、ワーク	四〇	12 遊戯	四〇	製作	二〇
13	自然研究及び社会研究	八〇	13 お話	二〇	英語	二〇
14	音楽	二〇〇	14 絵画	二〇		
15	リズム	八〇	15 製作	二〇		
16	遊戯	八〇	16 英語	二〇		
17	お話	四〇	17 特別講義	三〇		
18	絵画	四〇				
19	製作	四〇				
20	英語	四〇				
21	児童の福祉に関する法令	特別講義				
計		一,三五〇	計	九〇〇		四八〇

保母養成施設の設置及び運営基準に定める実習科目		東京都立高等保母学院における実習科目			
		第一学年 学科目	配当時間数	第二学年 学科目	配当時間数
1. 保育, 育児, 看護, 救護, 栄養, 音楽, 遊戯, お話, 絵画, 製作等に関する研究及実習を所長の指定する, 児童福祉施設病院保健所等において保母実習生として行ふこと。 2. 配当時間時間数は, 所長の定めるところによること。	1	保育	一〇〇	保育	二〇〇
	2	育児	五〇	育児	八〇
	3	看護	二〇	看護	四〇
	4	救護	二〇	教護	四〇
	5	栄養	五〇	栄養	八〇
	6	音楽	八〇	音楽	二〇〇
	7	遊戯	五〇	遊戯	六〇
	8	お話	五〇	お話	六〇
	9	絵画	三〇	絵画	六〇
	10	製作	三〇	製作	六〇
	計		四八〇		八八〇

表4 必修科目及び授業時数 (1952年)²⁸

保母養成施設の設置及び運営基準に定める学科目			東京都立高等保母学院における学科目			
	学科目	単位	学科目	配当単位	一単位の時間数	配当時間数
甲 類			必修科目			
1	倫理学	2	1 倫理学	2	15	30
2	教育学及び教育心理学	4	2 教育学及び教育心理学	4	15	60
3	保育理論	6	3 保育理論	6	15	90
4	児童心理学及び精神衛生学	8	4 児童心理学及び精神衛生学	8	15	120
5	生理学及び保健衛生学	4	5 生理学及び保健衛生学	4	15	60
6	看護学及び小児病学	4	6 看護学及び小児病学	4	15	60
7	栄養学	4	7 栄養学	4	15	60
8	生物学	2	8 生物学	2	15	30
9	社会学	2	9 社会学	2	15	30
10	社会福祉事業一般	2	10 社会福祉事業一般	2	15	30
11	ケースワーク	2	11 ケースワーク	2	15	30
12	グループワーク	2	12 グループワーク	2	15	30
13	社会福祉法制	2	13 社会福祉法制	2	15	30
14	生活指導 (絵画製作)	3	14 生活指導 (絵画製作)	3	30	90
15	生活指導 (言語演劇)	2	15 生活指導 (言語演劇)	2	30	60
16	生活指導 (リズム集団遊戯)	3	16 生活指導 (リズム集団遊戯)	3	30	90
17	生活指導 (被服住居)	1	17 生活指導 (被服住居)	1	30	30
18	自然研究	1	18 自然研究	1	30	30
19	社会研究	1	19 社会研究	1	30	30
20	音楽	6	20 音楽	6	30	180
21	体育	2	21 体育	2	30	60
22	看護学実習	1	22 看護学実習	1	45	45
23	栄養学実習	1	23 栄養学実習	1	45	45
24	育児実習	1	24 育児実習	1	45	45
25	ケースワーク実習	1	25 ケースワーク実習	1	45	45
26	総合実習	20	26 総合実習	20	45	45
乙 類			選択科目			
1	保育理論	2	1 保育理論	2	15	30
2	社会福祉事業一般	2	2 社会福祉事業一般	2	15	30
3	社会福祉法制	1	3 社会福祉法制	1	15	15
4	施設管理	2	4 施設管理	2	15	30
5	コミュニティーオーガニゼーション	2	5 コミュニティーオーガニゼーション	2	15	30
6	英語	3	6 英語	3	30	90
7	グループワーク実習	1	7 グループワーク実習	1	45	45

(3) どのような講師が教育にあたったか

実際にどのような教育がおこなわれていたのか、収集した資料から明らかにしていくことにしたい。公文書からは戦後初期の東京都立高等保母学院において、学科課程の教科目をどのような教員が担当していたのか確認することはできなかった。しかし、東京都公立保育園研究会が東京都における保育の歴史を取り扱った『私たちの保育史』²⁹には、学院長事務取扱島岡静二郎の時代（1949年11月－1951年9月）の教職員の一部を表5のように掲載している。

表5 島岡静二郎学院長事務取扱時代（1949－1951）の担当教職員

学院長 (兼民生局児童課長)	島岡 静二郎	心理学	戸川 行男
事務	菊池 益夫	看護学	日比野 路子
事務	武 克海	絵画製作	副島 ハマ
事務(兼・倫理学)	浜野 正一	言語	原 勝
社会福祉	朝原 梅一	音楽	酒井 富治
保育理論	秋田 美子	小児保健	太田 秀雄
リトミック	小林 宗作	絵画製作	清水 元長

表5に記載されている講師の経歴を探ることにより、戦後初期における東京都立高等保母学院でおこなわれていた教育の実態について考察していきたい。

社会福祉を担当していた朝原梅一は当時日本社会事業短期大学教授の職にあり、児童福祉の研究者として「真実に児童を愛し児童福祉の実現を熱望された実践的児童福祉の研究者」とであると評されている人物である³⁰。戦前には東京都の児童福祉行政や事業に携わり、また『幼稚園託児所保育の実際』などを著していることから、児童福祉の理論と実践をつなぐ研究者であったといえる³¹。

保育理論を担当した秋田美子は日本女子大学卒業後、東京市社会局保護課児童係保母として保育実践の場にかかわったのち、1945（昭和20）年より東京都民生局保育課に在籍して、児童福祉法による託児所から保育所への転換およびその普及、充実などにかかわり、戦後における保育所保育の指導的立場にいた人物である。東京都立高等保母学院の設立にも教育内容面がかかわり、保母に高い資質のあるものが就き、保母の社会的地位を高めるように尽力したとされる³²。当時は民生局保育課に在籍していた。

リトミック³³を担当していた小林宗作は、日本ではじめてリトミックを幼児教育に導入、普及させた実践家とされ、幼児の自己活動を中心とした総合リズム教育を提唱し、今日のリトミック教育の基礎を形成したとされる³⁴。戦前には、黒柳徹子『窓際のトットちゃん』によって広く知られるようになった巴小学校・幼稚園を設立し、その校長として教育にあつ

た。また、戦後は国立音楽大学や保育者養成校でリトミックの指導にあたり、附属幼稚園長の職にも就いた。

心理学を担当した戸川行男は、早稲田大学文学部教授（文学博士）であり心理学の広範な領域で研究をおこなった³⁵。この当時には『性格の類型』や『児童相談』などの著作がみられる。後に早稲田大学第一文学部長や理事を務めており、戦後の早稲田大学における心理学をリードした研究者であったといえる。

看護学を担当した日比野路子は、看護学校を卒業した看護婦であり、当時は東京都看護係に在籍するとともに保母学院の生徒の教育にあっていた。その後、いくつかの保育者養成や看護婦養成の短期大学などの教授として教鞭をとっている。「自分の生涯をかけた『看護』をいかして幼児教育の場に生かそうかと、小さな努力を続けてきた」講義の内容を著書として後年まとめている³⁶。

絵画制作を担当した副島ハマは、当時、厚生省児童局に勤務する保育所保母関係の担当官であった。もともと幼稚園や保母養成校に勤務した保母であったが、1945（昭和20）年6月から厚生省に勤務することとなった。戦後、児童福祉施設設置基準の制定や、保母資格の創設、「保育要領」の執筆にも加わった。その後、国立音楽大学、和泉短期大学において保育者養成に従事している³⁷。

もう一方の絵画制作を担当した清水元長は、幼児造形では著名な人物であり、保育芸術協会などを主宰した。幼稚園長を務めるとともに、いくつかの保育者養成校において幼児造形の指導にあたった。横浜女子短期大学教授などを歴任し、著書に『保育と造形』、『幼児と造形』などがある³⁸。

言語を担当した原勝は、童話、話し方についての実践家である。彼の著書の略歴によれば、長崎師範学校をへて1931（昭和6）年に東洋大学を卒業後、1942（昭和17）年まで小学校、高等女学校の教職にあり、朝日新聞や家の光協会の講師、日本童話協会の理事を務めた。また全国で話し方教室や、童話の講演などをおこなった。『童話の語りかた・聞かせかた』などの著作がある³⁹。

音楽を担当した酒井富治は、戦前において音楽の様々な要素に対する感覚を養う音感教育を日本ではじめておこなった園田清秀と、それを引き継いだ笈田光吉の門下生として、音感教育を実践した指導者である。戦前の尋常小学校で音感教育を実践し、戦後は酒田音感研究所を設立した。著作として『音感教育の理解』や『幼児の音感教育』などがある⁴⁰。

小児保健を担当した太田秀雄は、京城帝国大学医学部を卒業した医師（医学博士）であり、同大小児科学教室を経て1948（昭和23）年に技師として東京都に勤務した。その後、東京都庁丸の内診療所長などを歴任している。後年の著作として『育児と家庭の小児科』があり、医学的見地にもとづいた育児法、病気の知識、手当法などについてがわかりやすく解説

されている⁴¹。この内容は保母学院での講師経験にもとづいて執筆されたものではないかと推察される。

以上、一部の講師たちの経歴を確認したが、戦後初期において幼児教育や児童福祉の第一線にある講師陣たちが保母学院の教育を担っていたことが確認できた。東京都民生局の担当者として設立に関与した秋田美子が、自らも講師として教鞭を取りつつ、質の高い保母を養成するために優れた講師招聘に尽力したのではないかと考えられる⁴²。

こうした講師から生徒たちは何を学んだのであろうか。卒業生の述懐によると、これらの講師の授業に生徒たちは「ぐんぐん引き込まれ」⁴³、「個性豊かな先生方の授業が、丁度、砂が水を吸いこむように私たちの頭の中に私たち生徒の頭の中、心の中にしみ通って」⁴⁴いたようである。

例えば、秋田美子の授業については「秋田先生の保育理論で、『子供は社会のものである。』と言われた事が、なんとなく引っかかりました。後に子供を出産した時、『子供は私のもの』という気持が、育てているうちに、先生の言葉の確かさに思い到りました」⁴⁵、また「論理性、説得力、厳格……しかし厳しい中に血の通う温かい愛情があった。保育をめざす後輩に、思いを寄せる情熱がほとぼしっていた」と回想されている⁴⁶。

また、リトミックの小林宗作の授業は「身体で覚える授業であった。階段を利用して、曲に合わせて上へ下へと昇り降りした。うぐいす張りの階段を、音を立てず友達と肩先を揃えての姿勢のよい歩き方は、今でも時々思い出され、背筋が伸びる思いである」⁴⁷、また音楽の酒井富治の授業は「童謡にも、保母がハーモニーをつけて歌うと、子どもの耳が育つといわれたことばは今も心に残る。今でも合唱になると肩を寄せ、聞きながら歌うと気持ちがよい」⁴⁸と述懐されている。

このように戦後初期の東京都立高等保母学院においては、「熱心さとレベルの高さ」のある講師によって「内容豊かな講義・実習」がおこなわれ、卒業生にとって「忘れる事のでき」ないものとなっているのである⁴⁹。施設・設備が乏しかった中で、今日で言えば非常勤講師の地位にあった「名物講師」によって質の高い授業がおこなわれていた。つまり、戦後初期においては担当する講師によってその保母養成の質が左右されていたものといえよう。

(4) その他の教育の実態

保育実習については厚生省の基準においては時間数、実習施設などについて保母養成施設の裁量とされ、1952（昭和27）年の改正で実習は20単位とされた。戦後初期において東京都立高等保母学院でどのような保育実習がなされていたのか、今のところ確認できる資料は見当たらない。

当時の保母養成施設である横浜保育専門学院においては、1、2年を通じてその系列であ

る保育所や養護施設等を専属の実習先として年間を通じて現場に入り保育経験を重ねたり、また1956(昭和31)年まで戦後の労働力不足を補うという貢献も兼ねて2年生が夏と秋の2回、神奈川県各地の農繁期季節保育所において実習をおこなっていたことから、同じような形で保育実習が行われていたものと思われる⁵⁰。保育実習については今後資料の発掘を通じてその実態を明らかにしたい。

ところで東京都立高等保母学院においては正課の授業以外にも行事が活発に行われていた。例えば卒業式等の儀式的行事のほかに、記念祭、キャンプ、運動会、修学旅行などが行われていた⁵¹。こうした行事について卒業生によって、「狭い校庭での運動会、学院祭には青春をぶっつけた。源氏物語を上演し、出演者と大道具の人たちの共演も懐かしい思い出である。(中略)北海道への修学旅行 土屋学院長の判断により、北海道と決定したことを知らされた学生は喜んだ。調理室で夜遅くまで、地図を調べ色刷りのパンフレットを作る。車中4泊、宿(定山溪、川湯、層雲峡)3泊の強行軍ではあったがなつかしい。(中略)この修学旅行で多くのことを学んだ。協力・責任・和などは、体験を通して身についたものである。仕事を続けている今日でも、この教えが生きている」⁵²と述懐されている。

今日の保育者養成校においても、さまざまな行事や集団宿泊活動が資質を高める観点から行われているが、戦後初期における東京都立高等保母学院においても既に行われおり、そこでの経験が卒業生のその後に影響を与えていた事実は注目される。

3. 東京都立高等保母学院における生徒と進路

(1) 入学者と選抜

保母養成施設の入学資格について「保母養成施設の設置及び運営基準」では、「高等学校を卒業した者、若しくは、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者」、また「満十八歳以上の女子であつて児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従事した者」としていた⁵³。東京都立高等保母学院でもこれに準拠し、高等学校卒業者、高等女学校(旧姓)卒業者を受け入れた⁵⁴。そして入学志願者に対して「一 身体検査 二 学科試験(国語、作文、数学) 三 口頭試験」⁵⁵による選考試験をおこなった。

表6に見るように入学定員50名のところ、当初は受験者数が少なかった。これについて東京都立高等保母学院設立に関わった秋田美子は、「世の中にはかくも女性が有り余る程多いのに、何人も此の道を往く者の少なく人の得難いかということで、此の点については養成所の生徒募集を通じて泌々と味わされた」と志願者の少なさについて、複数の退学者の存在とともに嘆いている⁵⁶。

しかしながら、東京都立高等保母学院が「平和的な文化日本再建の基礎となる児童の保育

表6 受験者数、入学者数及び卒業者数⁵⁷

	1部			2部			
	受験者数	入学者数	卒業者数	受験者数	入学者数	卒業者数	
昭和23(1948)年	24	24					
昭和24(1949)年	39	39					
昭和25(1950)年	52	49	10				
昭和26(1951)年	58	50	28				
昭和27(1952)年	181	60	35	183	60		2部併設
昭和28(1953)年	194	55	44	227	55		
昭和29(1954)年	227	55	46	208	55	47	
昭和30(1955)年	342	50	52	337	50	54	
昭和31(1956)年	294	50	51	276	50	50	
昭和32(1957)年	172	55	44	175	44	47	
昭和33(1958)年	169	55	48	158	55	45	
昭和34(1959)年	234	55	48	158	55	49	
昭和35(1960)年	130	55	45	94	55	44	

指導の任に当る心身共に健やかな女性に対し、必要な理論と実際を習得せしめ、より高い教養と技術をもつて児童福祉事業に貢献せしめんとする目的により設立された最高の保母養成機関」であり、また授業料不要であり、しかも奨学金が支給されることを、区役所、児童福祉施設および高等学校にポスターを掲示し、さらにラジオ、新聞、立看板を用いて広報することを通じて入学者の募集をおこなったこともあって、昭和20年代後半から志願者は増加するようになり、入学者選考試験が機能するようになっていった⁵⁸。志願者の増加は、戦後新たに制度化された保母という職が次第に人々に認知されるようになってきたことにも関係していると思われる。

(2) 卒業後の進路と保母の処遇

東京都立高等保母学院の生徒たちは、これまでみてきたように2年間の学生生活のなかで比較的高い質の教育を受けてきた。こうして養成された卒業生たちはどのような進路を選択したのだろうか。表7は1部(昼間部)の卒業生および2部(夜間部)の卒業生の就職状況である。これをみると児童福祉施設のうち保育所および養護施設に就職する者がほとんどであり、圧倒的に保育所に勤務するものが多かった。

東京都高等保母学院において養成された卒業生たちの多数が勤務することになった当時の

表7 東京都立高等保育学院卒業生の就職状況⁵⁹

1部 (昼間部)

施設 卒業生数		保育所		養護施設		教 護 院	精 薄 施 設	肢 体 不 自 由 児 童 施 設	母 子 寮	乳 児 院	盲 ろう あ 児 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	学 童 保 育	児 童 館 そ の 他	小 計	進 学 そ の 他	就 職 率 (%)
		公立	私立	公立	私立												
昭和25年度 (1回生)	10	3	1	1											6	4	60
昭和26年度 (2回生)	28	11	5	7	3		1								27	1	96
昭和27年度 (3回生)	35	21	1	2	1	2	2	1							30	5	86
昭和28年度 (4回生)	44	17	17	6					1						41	3	93
昭和29年度 (5回生)	46	19	8	10	1	1	2	1	1						43	3	94
昭和30年度 (6回生)	52	15	17	11	1		3	1							48	4	93
昭和31年度 (7回生)	51	18	18	4	1			1							42	9	83
昭和32年度 (8回生)	44	18	11	5	1	1	2								38	6	87
昭和33年度 (9回生)	48	16	18	4			5				1				44	4	92
昭和34年度 (10回生)	48	17	16	7	1		2								43	5	90
昭和35年度 (11回生)	45	9	9	10			7				4				39	6	87

2部 (夜間部)

施設 卒業生数		保育所		養護施設		教 護 院	精 薄 施 設	肢 体 不 自 由 児 童 施 設	母 子 寮	乳 児 院	盲 ろう あ 児 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	学 童 保 育	児 童 館 そ の 他	小 計	進 学 そ の 他	就 職 率 (%)
		公立	私立	公立	私立												
昭和29年度 (1回生)	47	12	18	1	2	2	1		1						33	14	71
昭和30年度 (2回生)	54	14	18	3			1								40	14	74
昭和31年度 (3回生)	50	3	20	4			2	1	1						31	19	62
昭和32年度 (4回生)	47	6	18	3			1								28	19	60
昭和33年度 (5回生)	45	7	23	2	1										33	12	73
昭和34年度 (6回生)	49	3	14	4			2		1						24	25	49
昭和35年度 (7回生)	44	3	17	1	1		1				1				24	20	55

保育所の保育士の処遇はどのようなものであったのだろうか。当時の新聞記事を見ると、保育士の仕事は長時間の重労働であり、しかも薄給であったという実態がうかがえる⁶⁰。例えば以下のような記事がある。

～保育士給与は厚生省調べで平均四千元で私立は公立に比べて二割ほど安い。「こどもの教育ということによほどの興味がなければ、保育士は、みんなやめてしまうでしょう。とくに私立の場合は見渡したところ保育士の犠牲で経営がなりたって成り立っているように思えます」とは、大田区の私立“子供の家保育園”の若い保育士の話。

「保育園の現状報告 32万人分が不足」『朝日新聞』夕刊 (東京) (1952年7月25日)

～まず保母の給料について。東京北区のある保育所の保母の場合一収入は五千元、支出は保育所内に住み込んでいるので食費二千五百円、家賃、光熱費千円、残りの千五百円で身の回りいっさいという生活。都下某市の保母は月給三千円で病気で休めば休日分の日給を差引かれ、都内世田谷のある保育所では住み込みで月給は二千元、保育の仕事のほかにも園長の家族のために女中同様に働かされる話。

「恵まれぬ保母」『朝日新聞』夕刊（1953年11月5日）

疲労を愛情で支え 10時間労働 昔の“女工哀史”なみ

「女工哀史」は、日本の資本主義の発達の上にも生まれた問題の小説だが、今や時代は移って「大企業の女工さんたちは、保母さんたちからみれば天国にいるようなものだ」（中略）保母さんたちは熱心で子供に対する愛情や奉仕の精神で働いているようだが、待遇も現在以上にならないものかと痛感する。

「保母さんという職業」『読売新聞』朝刊（1956年1月24日）

これらの記事からわかることは、戦後初期において、保母の職業を「慈善事業」「奉仕」のようなものとしてとらえるまなざしが保育関係者の中にも存在していたことである。そうしたまなざしが、「女工哀史」なみである、保母の長時間の重労働、薄給という低い処遇を正当化していたのではなかろうか。このまなざしは、今日においても決して少なくない人たちの保育や保育者に対する見方にも潜在していて、待機児童解消のための対策として行政がおこなう保育士の処遇改善の施策があったとしても、相変わらず保育者が相対的に低い処遇のままという状況をもたらしているといえよう。

東京都立高等保母学院の生徒たちは本論でみてきたような学院の教育によって高い専門性を身につけていったものと考えられる。また、学院もそのような人材養成を意図していた。だが、学院出身の保母たちの中にも、保育現場においてそのような専門性を必ずしも高く評価されることなく、劣悪な処遇の中で働かざるをえなかった者も少なくなかったのではないかと推察される。

おわりに

本論では最初に戦後日本における保母養成施設の成立について概観し、そして東京都立高等保母学院のあゆみについて確認した。その後、戦後初期における東京都立高等保母学院における保母養成のいくつかの側面の実態について明らかにし、戦後初期における保母養成施設における養成の特質の一端について考察しようと試みた。これを通じて明らかになったことをまとめてむすびとしたい。

まず、東京都立高等保母学院に置かれた教職員に関する考察を通じて、学院長や教諭に事務吏員をあてるか技術吏員をあてるか、つまりどのような専門性を持った者を置くかめぐって初期の段階において試行錯誤の過程があったことが明らかになった。結局は専門性を持ったものが充てられることとなったが、この試行錯誤は、新しく制度化された保母養成施設をどう位置づけるかをめぐっての模索でもあったともいえる。

次に、東京都立高等保母学院における教育の実態について考察した。特に学科目を担当していた講師の経歴について分析をおこない、戦後初期における東京都立高等保母学院は幼児教育や児童福祉の分野において第一線にあった講師たちを招聘し、質の高い教育がおこなっていたことを明らかにした。また、それらが卒業生に大きな影響を与えていることを確認した。さらに教科目以外に、さまざまな行事や集団宿泊活動が行われていたことが明らかにした。

最後に、入学者と卒業生の進路について考察した。保母制度の定着とともに東京都立高等保母学院を志願するものが増加していった。だがほとんどの卒業生が就職した当時の保育所は、保育という営みを奉仕や慈善ととらえているところも少なくなく、そのため保育に従事する保母の処遇も低く、保母養成施設において獲得された専門性が正当に評価されなかった可能性があることを指摘した。こうした保母の評価は、保育士不足解消にはただ多くの者に保育士資格を付与すればよいという今日の安易な政策論に通底しているといえる。

このように東京都立高等保母学院は、戦後新しく制度化された保母を養成するにあたり、質の高い教育を通じて専門性ある保育者の養成を目指していた。その後、設立されていく公立、私立のモデルとしての役割を十分に果たしていたといえる。しかしながら、時代的制約もあり、保育者の社会的評価には結びつかないという限界があったといえよう。

今後の課題として、表1にあげたすべての保母養成施設を研究対象として広く資料を渉猟して研究を進め、戦後初期における保母養成施設の実態とそこで求められていた保母の専門性について解明していきたい。

注

- 1 学校教育法及び児童福祉法施行以前には、幼稚園令によって「保母」が幼稚園の教員として規定されており、幼稚園以外の託児所等の保育施設の職員にも「保母」の免許状を有するものがあることが多かった。本稿では、「保母」としたときには幼稚園令のもとづくこの「保母」を示し、「保母」としたときには児童福祉法によって規定された「保母」をあらわすこととする。
- 2 児童福祉法にもとづく保母制度発足後の保母養成施設卒業者と保母試験合格者の割合は次の通りである。次第に保母養成施設卒業者の割合が増えていくが、当初は試験合格者が大半を占めていた「保育者養成機関 1962（昭和37）年度」『保育学年報』創刊号（日本保育学会、1963年）（水野浩志ほか編、同前書、所収）179頁より）。保母養成施設での養成を「本流」ととらえていた例として、厚生省児童局の上村一は「保母を養成する施設を卒業することが、保母の資格として最も理想的なことは、その教科なり教育方法をみれば明らかことです」と述べている（上

村一「保母を養成する施設について（特集 幼児と保育所の先生の養成問題）」『幼児の教育』第51巻第3号（1952年）29頁）。

年度	保母養成施設卒業生（割合）	保母試験合格者（割合）
1949（昭和24）年	50名（1.2%）	4,229名（98.8%）
1950（昭和25）年	201（3.8）	5,334（96.2）
1951（昭和26）年	254（4.0）	6,342（96.0）
1952（昭和27）年	523（6.5）	8,008（93.5）
1953（昭和28）年	785（7.5）	10,419（92.5）
1954（昭和29）年	1,242（14.0）	8,859（86.0）
1955（昭和30）年	1,428（14.3）	9,960（85.7）
1956（昭和31）年	1,581（19.3）	8,179（80.7）
1957（昭和32）年	2,144（31.5）	6,809（68.5）
1958（昭和33）年	2,149（33.8）	6,363（66.2）
1959（昭和34）年	2,030（34.7）	5,853（65.3）
1960（昭和35）年	2,320（39.3）	5,897（60.7）

- 3 戦後の保母制度発足直後の保母養成施設に関する先行研究としては、日本保育学会による『日本幼児保育史』、『戦後保育史』、全国保育士養成協議会「保育士養成システムのパラダイム転換—新たな専門職像の視点から」等があげられる。これらは法令に基づいて保母養成制度や保母養成カリキュラムの変遷について示しているが、戦後初期における個別の保母養成施設における実態については触れていない。岡田正章ほか『戦後保育史』上巻（フレーベル館、1980年）、日本保育学会編『日本幼児保育史』第6巻（フレーベル館、1975年）、全国保育士養成協議会編『保育士養成資料』第44号（2006年）、また、高砂朋子がこれらをふまえつつ、さらに保母養成施設の沿革史や文集等をもちいて特定の養成施設（名古屋市立保育専門学園）の設立経緯や理念を明らかにしている。高砂朋子「戦後保育士養成のあゆみ（1）—児童福祉法の制定と保母養成—」『創発 大阪健康福祉短期大学紀要』第10号（2011年）。
- 4 江津和也「児童福祉法施行後における神奈川における保母養成—1950年前後における横浜保育専門学院の保母養成」『日本教育史論集』（早稲田大学大学院日本教育史研究室）（2015年）。
- 5 児童福祉法施行令第13条。
- 6 副島ハマ「保母」厚生省児童局企画課長川島三郎編『児童福祉の諸問題』（港出版合作社、1950年）（水野浩志ほか編『戦後保育50年史第3巻 保育者と保育者養成』日本図書センター、2014年に所収）117頁。
- 7 「保母養成施設の設置及び運営に関する件」（昭和二十三年四月八日児発第一〇五号 各都道府県知事宛児童局通牒）（児童福祉法研究会『児童福祉法成立資料集成』下巻、ドメス出版、1979年、526-528頁に所収）。
- 8 平野恒子の著作には、基準の制定に先立つ1948（昭和23）年3月4日、GHQ公衆衛生福祉局（PHW）において、「保母養成施設基準並びに運営について」議論する懇談会の開催が述べられている。この制定の経緯を明らかにするため資料の発掘に努める必要がある。平野恒子『白い峰』（神奈川新聞社、1959年）194-196頁。
- 9 「厚生省告示第五十七号」（1948年7月26日）（児童福祉法研究会編、前掲書、381頁に所収）
- 10 「厚生省告示第九十四号」（1948年11月5日）（同前書、381頁に所収）。
- 11 「厚生省告示第百五十二号」（1949年7月20日）（同前書、381頁に所収）。
- 12 「保母養成施設の現況（記録）」『幼児の教育』第49巻第8号（日本幼稚園協会、1949年）40-42頁。
- 13 「東京都立高等保母学院条例（東京都条例第百五十七号）」（1948年10月23日）『東京都公報』第386号。
- 14 「東京都立高等学院学則（東京都規則第百八十三号）」（1948年10月23日）『東京都公報』第386号。

- 15 昭和40年代前半は保母の不足が問題視されており、それが保母養成施設の増設につながっていたと思われる。特に東京都内では昭和43年には1,000人が不足しており、東京都議会において知事が保母の報酬をアップさせるとともに、保母養成施設の増設が必要との見解を示している。「保母学校の増設必要」『読売新聞』朝刊 (1968年9月19日)。
- 16 児童福祉法施行令第13条では保母は「児童福祉施設において、保育に従事する女子」と規定されており、男性には資格付与が認められなかった。1977 (昭和52) 年3月に同施行令が改正され「男性保母」が認められるようになった。改正に先だって、東京都の高等保母学院4校は男性に門戸を開き男子生徒も募集することとなった。「男性もいらっしやい 都の保母学院が募集 二、三年後には『保父』誕生」『読売新聞』朝刊 (1977年1月29日)。
- 17 40周年記念誌編集委員会編『40年のあゆみ—創立40周年記念誌』(東京都練馬高等保育学院、1988年) 7頁、東京都練馬高等保育学院編『平成10年度事業概要』(東京都練馬高等保育学院、1998年) 1-2頁、および東京都福祉保健局ウェブサイトを参照して作成。
- 18 「最後の文化祭を楽しもう 来春閉校の都立立川高等保育学院」『朝日新聞』朝刊 (多摩版) (2000年11月19日)。
- 19 「保母養成施設の設置及び運営に関する件」(昭和二十三年四月八日児発第一〇五号 各都道府県知事宛児童局通牒) (児童福祉法研究会、前掲書、1979年、526-528頁に所収)。
- 20 「東京都立高等保母学院処務規程 (東京都訓令甲百九十三号)」(1948年10月23日)『東京都公報』第386号。
- 21 同前書。
- 22 この時期東京都では課制を取っており、課長職は後の部長職にあたる。40周年記念誌編集委員会編、前掲書、8頁。
- 23 「東京都立高等保母学院処務規定 (東京都訓令甲第二百一十一号)」(1952年11月1日)『東京都公報』号外4。
- 24 「東京都立高等保母学院処務規程の一部改正について (民児母発第563号)」(1954年11月29日)『昭和23・25年度 東京都条例の制定及び改正 (東京都民生局)』(東京都公文書館所蔵) 請求番号オ206.06.05。
- 25 厚生省児童局保育課「保母養成所教授要目研究協議会」『幼児の教育』第49巻第7号 (日本幼稚園協会、1949年) 47頁。
「第二回全国保母養成所長会 (記録)」『幼児の教育』第50巻第4号 (日本幼稚園協会、1950年) 40-41頁。
- 26 高砂朋子、前掲論文、59-60頁。
- 27 「保母養成施設の設置及び運営基準」(児童福祉法研究会、前掲書) および「東京都立高等保母学院学則 (東京都規則第百八十三号)」(1948年10月23日) より作成。
- 28 「厚生省告示第33号」別表 (1952年3月1日) (全国保育士養成協議会編、前掲書、51頁所収) および「東京都立高等保母学院学則 (東京都規則第九十二号)」(1952年5月15日)『東京都公報』第918号より作成。
- 29 東京都公立保育園研究会編『私たちの保育史—東京市立託児場から都立、区立保育園まで』(1980年) 10-11頁。
- 30 小宮山主計「児童福祉研究と朝原梅一教授」『日本社会事業大学研究紀要 社会事業の諸問題』第7集 (1960年) 73-75頁。
- 31 朝原梅一『幼稚園託児所保育の実際』(三友社、1935年)。
- 32 岡田正章「秋田美子」岡田正章・宍戸健夫・水野浩志編『保育に生きた人々』(風媒社、1971年) 363-380頁。
- 33 教科目としては「リズム」のことだと思われる。
- 34 佐野和彦『小林宗作抄伝』(話の特集、1985年) 282頁。
- 35 「戸川行男略歴」『早稲田心理学年報』第25巻 (1993年) 1-3頁。
- 36 日比野路子『保育のための看護学』(家政教育社、1969年) 1頁。
- 37 原鉄郎「戦後の混乱期における副島ハマの業績」『日本保育学会大会研究論文集』第52号 (1999年) 440-441頁。

- 38 清水元長『幼児と造形』（白眉学芸社，1969年），清水元長『保育と造形』（都政人協会，1975年）。
- 39 原まさる『童話の語りかた・聞かせかた』（文教書院，1966年）。
- 40 小山文加「音感教育の歴史的考察」『ヤマハ音楽研究所調査レポート』（2013年）1 - 4頁。
- 41 太田秀雄『育児と家庭の小児科』（北辰堂，1960年）。
- 42 秋田は『幼児の教育』誌上で質の高い保母養成のあり方について提言している。秋田美子「保母養成についての雑感」『幼児の教育』第49巻第5号（1949年）13 - 16頁。
- 43 白井恵子（2部5回生，昭和33年卒）「私の学生時代」40周年記念誌編集委員会編，前掲書，55頁。
- 44 佐藤玉枝（1部3回生，昭和27年卒）「保育学生に望む」，同前書，46頁。
- 45 新井美津子（1部2回生，昭和25年卒）「おもいで」，同前書，43頁。
- 46 上田矩子（1部5回生，昭和29年卒）「卒業して35年」，同前書，48 - 49頁。
- 47 同上。
- 48 同上。
- 49 熊谷隆子（1部7回生，昭和31年卒）「学生の今昔」，同前書，53頁。
- 50 江津和也，前掲論文，8頁。
- 51 上杉隆憲（2代学院長）「創立40周年を祝して」，40周年記念誌編集委員会編，前掲書，22頁。
- 52 上田矩子「卒業して35年」，前掲書，48頁。
- 53 「保母養成施設の設置及び運営基準」（児童福祉法研究会，前掲書）。
- 54 「東京都立高等学院学則（東京都規則第百八十三号）」（1948年10月23日）『東京都公報』第386号。
- 55 同上。
- 56 秋田美子，前掲「保母養成についての雑感」，14頁。
- 57 東京都練馬高等保育学院編，前掲書，10 - 13頁。
- 58 「昭和26年度保母学院生徒募集について（26民児発第31号）」（1951年1月9日）『昭和21 - 54年（度）処務規程その他の制定及び改正（福祉局）』（東京都公文書館所蔵）請求番号オ205. 05. 01。
- 59 東京都練馬高等保育学院編，前掲書，12 - 14頁。
- 60 筆者らは保育者の処遇の問題について研究を進めている。江津和也・押部直也・越智光輝・小林恵「戦後日本における保育者の処遇に関する一考察」『全国保育士養成協議会第54回研究大会研究発表論文集』（2015年）96頁。

The Role of the Metropolitan Childcare Worker Training College in the History of Child Care

GOUZU, Kazuya

The purpose of this paper, through the historical study of the education of the Metropolitan child care worker training college in 1950 before and after, is to reveal the reality of child care worker training in after the Second World War. I sketched the start of the training system of childcare worker in Japan, the establishment and the history of the Metropolitan childcare worker training college. Next, through the analysis of the actual situation of some of the aspects of its training in the college, I attempt to clarify the nature of the training of child care worker in 1950 before and after. At first, this paper reveals that there has been a process of trial and error that should be in any institutional position the college newly institutionalized after the war. Secondary this paper reveals that excellent instructor in the early postwar period performed high quality education. Also this paper also reveals that the various events had taken place in addition to the subject. At the end, I treat problem of low treatment of childcare worker.